

社会福祉法人 渋谷区社会福祉事業団

専任役員の報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 渋谷区社会福祉事業団（以下「事業団」という。）専任役員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の種類及び金額等)

第2条 専任役員には、給料、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。

- 2 年間の給料、地域手当及び期末手当の額の総額は10,512,000円を上限とする。
- 3 通勤手当は実費を支給する。ただし、月額55,000円を上限とする。
- 4 報酬に係る法定福利費は、本部拠点区分より支出する。

(報酬の支給方法)

第3条 給料、地域手当及び通勤手当の支給日は、毎月15日とする。ただしその日が土曜日又は日曜日若しくは「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第187号）」に規定する休日であるときは、その日前のその日に最も近い休日でない日とする。

- 2 期末手当の支給日は、次の各号に定めるところによる。ただし、その日が日曜日又は土曜日であるときは、その日前のその日に最も近い日曜日又は土曜日でない日とする。
 - (1) 6月に支給する期末手当にあつては6月30日
 - (2) 12月に支給する期末手当にあつては12月10日
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事長は、非常災害、報酬事務のふくそうその他の理由により、前2項の支給日に支給することができないと認めた場合においては、別に支給日を定めることができる。

附 則（平成29年10月1日）

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。